

与野本町通り街並みづくり会議 規約

(名称)

第1条 この組織は、与野本町通り街並みづくり会議（以下「街並み会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 街並み会議は、市と協働で与野本町通りにおいて、歩行者や自転車の安全性を高めるとともに、街並みルールづくりを進め、歴史のまちとしての魅力を高めていくことを目的とする。

(活動地区及び事務局)

第3条 街並み会議の活動地区及び事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 街並み会議の活動地区は、別添のとおりとする。
- (2) 街並み会議の事務局は、さいたま市与野まちづくり事務所に置く。

(活動内容)

第4条 街並み会議は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 安全・安心な本町通りの実現に向けた方策の市への提案
- (2) 歴史を活かした街並みづくりに向けたルールの運用に向けての検討と作成・実施
- (3) 交流の創出のためのまちづくり活動の検討と実施
- (4) 活動地区内の住民意向の把握と合意形成
- (5) 活動内容の周知
- (6) 与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会との連携
- (7) その他まちづくり活動を展開するために必要な活動等

(会員)

第5条 街並み会議の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 活動地区内の土地・建物所有者、在住者又は在勤者で、第2条の目的に賛同し、協力する者
- (2) その他街並み会議が必要と認めた者

(役員等)

第6条 街並み会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から選任する。
- 3 街並み会議は、必要に応じて相談役を置き、意見を求めることができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、街並み会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の仕事を代理する。

(役員の選任方法及び任期)

第8条 役員の選任方法及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、会員の互選により選任する。
- (2) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の種類)

第9条 街並み会議の会議は、総会及び会議とする。

(総会)

第10条 総会は、会員及び街並み会議が必要と認めた者で構成し、会長が招集する。

2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会の議決は、会員の出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は、年に1回以上開催し、街並み会議で必要と認めた場合には臨時総会を開催できる。

6 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。

(1) 活動報告

(2) 活動計画

(3) 役員を選任

(4) その他街並み会議の運営に必要な事項

7 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 街並み会議規約の制定及び変更

(2) 街並み会議の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

8 総会は、原則公開とする。

(会議)

第11条 会議は、会員と街並み会議が必要と認めた者で構成し、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の決定は、会員の出席者数の過半数をもって決議する。

4 会議は、第4条に定める活動等を行う。

5 会議は、必要に応じて市等に対し、資料や情報提供などの支援を求めることができる。

6 会議は、原則公開とする。

(解散)

第12条 街並み会議は、第2条の目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、街並み会議の運営に関し必要な事項は、会員の協議で定める。

(付則)

本規約は、令和4年3月22日から施行する。

別添 活動地区

